

# 移動支援サービス等 タクシー運賃の割引・チケット支給等

【令和5年度高齢者福祉施策実施状況】

市町村名	事業名	委託先(補助先)	対象者	事業の内容・実施方法等
千葉市	福祉タクシー事業	協力タクシー事業者 282社 (令和5年7月1日現在)	・身体障害者手帳1・2級 ・療育手帳(A)(Aの1・Aの2)～Aの2 ・精神障害者保健福祉手帳1級 ・特別児童扶養手当1級受給対象児童 ・障害児福祉手当・特別障害者手当受給者 ・福祉手当(経過措置)受給者 ・小児慢性特定疾患重症患者	各利用者に年間30枚タクシー券を交付(透析・週2回以上の通院者は追加交付あり) ※生活保護受給者は追加交付の対象から除外。 ・一般タクシー 運賃が2,600円以内の場合は半額を助成(運賃が2,600円を超える場合は1,300円まで助成) ・リフト付きタクシー 運賃が11,000円以内の場合は半額を助成(運賃が11,000円を超えるときは5,500円を助成)
銚子市	福祉タクシー利用助成事業	協力タクシー会社13社	①身体障害者手帳1、2級及び3級の一部 ②療育手帳(A、A1、A2) ③精神障害者保健福祉手帳1級	交付枚数 400円券を年間48枚 (人工透析者は192枚) 1回の利用につき、1,600円まで利用可
市川市	福祉タクシー事業	協力タクシー会社等181社	①身体障害者1、2級及び3級の一部 ②療育手帳(A)1～A1 ③精神障害者保健福祉手帳1級	1回1,200円を上限に料金の半額を助成。 タクシー会社には1件100円の協力費。 助成枚数 312枚
	重度身体障害者等移送費助成事業		①身体障害者1、2級で下肢もしくは体幹に障害を有する方 ②千葉県が発行する特定医療費(指定難病)受給者票又は小児慢性特定疾病医療受給者証を有する方 ③移送に対する医師の意見書を提出した方	移送費のうち運賃の9割に相当する額(限度額 15,000円)
	ゴールドシニア事業	協力バス事業者3社 協力タクシー事業者12社	市内在住で当該年度に75歳以上となる方	申請者に対し、バス10枚・タクシー5枚の「チケット75」を交付する。 【バス】チケット1枚と現金100円で市内主要路線バスに乗車できる。 【タクシー】チケット1枚が500円分の助成。 ※いずれも1乗車につき1枚のみ使用可。
船橋市	福祉タクシー	協力タクシー会社189社 (令和5年4月1日現在)	①身体障害者1、2級及び3、4級の一部 ②療育手帳(A)1～A2 ③精神障害者保健福祉手帳1級 ④要介護又は要支援2の認定を受けた方	1回1,200円を上限に料金の半額を助成。 助成枚数 ①②③ 年間120枚(人工透析者は312枚) ④要支援2・要介護1・2の者は年間12枚。要介護3・4・5の者は無制限。 ①②③と④両要件を満たす者は、障害福祉課で交付・助成 タクシー会社には1件100円の協力費(報償費で支出)。
館山市	福祉タクシー利用助成	指定業者に所属するタクシー	・身体障害者手帳1級 ・視覚、体幹、下肢2級 ・重度知的障害者	年間600円×24枚、ただし、じん臓機能障害(1級)は48枚
木更津市	福祉タクシー事業	協力タクシー会社	身体障害者手帳(1、2級) 療育手帳(A、A1、A2)	タクシー料金助成 月3枚(じん臓機能障害:月6枚)まで交付500円/枚
	高齢者タクシー利用助成事業	協力タクシー会社	・75歳以上のみの世帯で、在宅、住民税非課税、運転免許証を持たない世帯 ・65歳以上75歳未満の運転免許証を自主返納した市税の滞納が無い方	タクシー料金助成 500円×3枚×年度末までの月数分を交付
松戸市	福祉タクシー事業	協力タクシー会社	心身障害者(上肢・聴覚・内部障害は2級まで、視覚・下肢障害は3級まで、療育手帳Aの2以上)、精神障害者1級	タクシー料金助成 月5枚×12ヶ月交付 1回の乗車につき上限720円まで助成 年間150枚まで追加可能 ※じん臓機能障害の方には、4月初めに210枚(60枚+150枚)全て交付
野田市	福祉タクシー	市に登録をしているタクシー会社	【高齢者】 70歳以上の一人世帯、夫婦世帯で市区町村民税の課されていない方 【障がい者】 ・介護保険で要支援、要介護の認定を受けた方 ・身体障害者手帳1～3級の交付を受けた方 ・療育手帳の交付を受けた方 ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方	【利用者】 助成金:利用1回につき支払った運賃の2分の1に相当する額の助成。 ※相当する額が1,000円を超えたときは1,000円とする。 助成券:1人につき年度内で120枚を限度に交付 【事業者】 協力費:300円/件 【障がい者】 【利用者】 助成金:利用1回につき支払った運賃の2分の1に相当する額の助成。 ※相当する額が1,000円を超えたときは1,000円とする。 助成券:1人につき1月あたり10枚 ※人工透析を伴う視力障がい者の場合、1月当たり30枚を限度に交付。 【事業者】 協力費:300円/件
茂原市	福祉タクシー事業	県内タクシー会社 (55社)	身体障害者手帳1～2級、療育手帳(A～A2)	タクシー料金の助成(1回2,000円まで) 1月あたり3枚交付。 タクシー会社には別に1回100円の協力金を支払う
成田市	福祉タクシー料金助成事業	協力タクシー会社	・身体障害者手帳1、2級、または下肢、体幹、視覚障害3級の人 ・療育手帳(A、A1・2、Aの1・2の人 ・精神障害者保健福祉手帳1・2級の人	料金半額助成(1回2,000円を限度に、年間利用回数48回まで、但し透析療養者は96回まで)
	オンデマンド交通高齢者移送サービス事業	市内タクシー会社	市内在住70歳以上の方で、自らタクシーに乗降できる方	市内全域での実証実験運行 利用料金500円/1回

移動支援サービス等  
タクシー運賃の割引・チケット支給等

【令和5年度高齢者福祉施策実施状況】

市町村名	事業名	委託先(補助先)	対象者	事業の内容・実施方法等
佐倉市	福祉タクシー・福祉寝台車利用助成事業	協力タクシー会社	①身体障害者手帳 1級・2級所有者 ②身体障害者手帳 視覚障害・体幹・下肢障害の3級所有者 ③療育手帳(A)(A1、A2)、A1、A2所有者 ④精神障害者保健福祉手帳 1級所有者 ⑤65歳以上でわたりきり高齢者台帳登録者	福祉タクシーは料金の半額で1,000円を限度、福祉寝台車は料金の半額で5,000円を限度に助成。 「利用券」を年度ごと交付、福祉タクシーは100枚、寝台車は60枚が限度。
東金市	ケアタクシー運営事業		・通院を必要とする在宅の要介護認定者 ・市税及び介護保険料の滞納がない者	ケアプランで通院等乗降助成を組み、その利用の際にケアタクシーを使用した場合に月額6,000円(人工透析ありの場合は12,000円)のケアタクシーチケットを交付する
	福祉タクシー事業		・身体障害者手帳2級以上(下肢・体幹・視覚障害は3級以上) ・第1種身体障害者 ・療育手帳(A、Aの1、Aの2、Aの1、Aの2) ・精神障害者保健福祉手帳1級 ・要介護4、5	1回の乗車につき、800円を上限として助成。 年間24枚のタクシー助成金交付申請書を交付。ただし、10月以降の交付については、12枚を交付。 利用者登録時に交付する申請書にタクシーの領収書を添付して、申請していただき、後日還付する。
旭市	福祉タクシー利用助成事業	協力タクシー会社(31社)	身体障害者手帳1・2級 身体障害者手帳3級所持者の一部(下肢体幹機能障害、視覚障害) 療育手帳(A、Aの1、Aの2、Aの1、Aの2)所持者 精神障害者保健福祉手帳1級	タクシー料金助成 利用券交付・・・年間24枚 人工透析者は96枚 1枚あたり1,000円助成 タクシー会社には別に1件100円の協力金
	高齢者等外出支援サービス利用助成事業	協力タクシー会社(18社)	本市に住所を有し、車いすやストレッチャーを利用しなければ外出が困難な者のうち、次のいずれかに該当する在宅の者 ①寝たきりの状態にある概ね65歳以上の高齢者 ②身体障害者手帳1～3級の認定があり、下肢不自由に関する障害者手帳の認定を受けている概ね40歳以上の者	タクシー料金助成 利用券交付・・・年間最大96枚 1枚あたり1,000円助成、片道2,000円助成上限 タクシー会社には別に1件100円の協力金
習志野市	福祉タクシー事業	協力タクシー会社(157社)	本市に住所を有し、かつ住民基本台帳に記録されている重度心身障害者等であって、その者(18歳未満の児童の場合は、その者が属する世帯全員)の当該年度の市町村民税が非課税または生活保護を受けている場合で、次の条件に該当する者 ・身体障害者手帳1級・2級、視覚、下肢、体幹の3級、じん臓機能障害3級・4級の人工透析を受けている者 ・療育手帳Aに該当する者 ・精神保健福祉手帳1級の者 ・65歳以上で、介護保険法の要介護3、要介護4、要介護5に該当する者	利用者に1枚500円のタクシー券を月5枚年60枚を上限に交付する。
	高齢者外出支援事業	協力タクシー会社(157社)	次の①～③の全てに該当する世帯。 ①世帯全員の住民票が習志野市にある ②居宅で生活する75歳以上の人が1人以上いて、次の(i)(ii)のいずれかに該当する世帯 (i)75歳以上の人のみで構成される世帯 (ii)75歳以上の人と障がい者のみで構成される世帯 ③世帯全員の市民税が非課税 ※世帯全員が施設に入所または長期入院中の場合は対象にならない。 ※障がい福祉課が発行している福祉タクシー券を利用している人が世帯にいる場合は対象にならない。 ※世帯分離していても、同一建物に3親等以内の別世帯(市民税課税世帯)が同居している場合は対象にならない。	・タクシー券を交付することで外出を促進する。 ・利用者に1枚500円のタクシー券を月3枚、年36枚を上限に交付する。
柏市	福祉タクシー事業	協力タクシー会社128社	身体障害者手帳1種所持者(聴覚障害は除く)、療育手帳(A)の1・Aの2・Aの1・Aの2所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者	乗車1回につき上限720円を助成するチケットを、年間最大120枚(腎臓機能障害1級で、人工透析療法を受けている方は最大240枚)交付。
勝浦市	福祉タクシー	協力タクシー会社等27社	・身体障害者1、2級所持者 ・療育手帳所持者	タクシー料金助成 年28枚まで交付(R2.4.16～740円まで R2.10.1～800円まで) タクシー会社には別に1回100円の協力金を支払う
	高齢者タクシー利用料助成事業(令和3年度新規事業)	協力タクシー会社等6社	(1)満80歳以上の者 (2)自主的に運転免許を返納した満75歳以上の者で公安委員会発行の運転経歴証明書(以下「運転経歴証明書」という。)または申請による運転免許の取消通知書を有する者	タクシー利用助成 利用券の交付枚数は、申請した月の属する月ごとに異なるが年間最高24枚を交付 利用券1枚につき400円を助成する。ただし、利用料金が400円に満たない場合は利用料金を上限とする。
市原市	福祉タクシーの助成事業	協力タクシー会社	65歳以上の寝たきり老人、身体障害者手帳1・2級、下肢・移動・視覚・体幹・じん臓3級の者、療育手帳A以上、精神障害者保健福祉手帳1級	1回の乗車につき800円の助成 (令和2年度から800円に変更) 年間100枚(透析患者は250枚)
流山市	高齢者免許返納一時金制度	協力タクシー会社(13社)	市内に在住で運転経歴証明書取得日時時点で75歳以上の高齢者 ※一人につき一度のみ申請可能	・タクシー利用助成券10,800円分(450円券24枚分)の交付 ※1回の乗車につき1枚まで利用可能 ※路線バスの高齢者向け定期券の購入助成券10,800円分の交付を希望した者を除く ・タクシー利用助成券と路線バスの高齢者向け定期券の購入助成券それぞれ5,400円分ずつの選択も可能

移動支援サービス等  
タクシー運賃の割引・チケット支給等

【令和5年度高齢者福祉施策実施状況】

市町村名	事業名	委託先(補助先)	対象者	事業の内容・実施方法等
八千代市	障害者等タクシー利用助成制度	協力タクシー会社(175社)	①障害者 ・身体障害者手帳1級、2級又は視覚障害、下肢機能障害、体幹機能障害及び移動機能障害3級の方 ・療育手帳Aの2以上の方 ・精神障害者保健福祉手帳1級の方 ②要介護者 ・介護保険の要介護度3・4・5の認定を受けている方	・タクシーを利用した際に、乗車1回につき最大500円の助成を行う。 ・1枚最大500円のタクシー券を原則年間48枚(最大96枚)交付する。
	高齢者外出支援事業	協力タクシー会社(58社)	鉄道駅又は1日の運行回数が9回以上のバス停留所から地図上の直線距離で500メートル以上離れている建物に居住する75歳以上の者であって、次のいずれかに該当する者 ①介護保険の要介護1、2又は要支援1、2の認定のある者 ②75歳以上のみ世帯の属する者	・鉄道やバスを利用することが困難な区域に居住する高齢者の外出を支援する。 ・タクシーを利用した際に、乗車1回につき最大500円の助成を行う。 ・1枚最大500円のタクシー券を年間48枚交付する。
我孫子市	福祉タクシー事業	市内タクシー会社・市外タクシー利用での償還あり	身体障害者手帳1・2級、療育手帳OAからAの2、精神障害者保健福祉手帳1級の者いずれかをお持ちの方	運賃の10分の9(10円未満切り捨て)及び迎車料金(定額制の迎車サービス利用の場合)の合計額を助成。ただし、上限額は720円。1月につき4枚の交付、人工透析で通院する場合は1月8枚。
	高齢者移送サービス事業	市内タクシー事業者他	要介護認定3,4,5の者で原則として、我孫子市福祉タクシー利用券の交付対象とならない者	医療機関や福祉サービス施設等への通院や通所をする場合に、移動にかかる費用の一部を助成。 (助成額) タクシー利用:初乗り運賃(710円を限度) 特殊車両(ストレッチャー車など)利用:3,000円限度
	運転免許証自主返納者公共交通機関優遇制度	市内タクシー事業者	70歳以上の運転経歴証明書所持者	交付4年間有効の4000円分(200円×20枚)の市内タクシー券を交付。(R2.6.30以前に交付を受けた方には2000円分(200円×10枚)を追加発行)
鴨川市	福祉タクシー	市内に営業所を有する協力タクシー会社	身体障害者手帳1級・2級、または療育手帳A以上の方、及び人工透析のために通院している腎臓機能障害3級・4級の方であって、下記のいずれにも該当する方 ①施設入所していない者 ②市町村民税非課税世帯(18歳以上の障害者にあつては、本人と配偶者) ③自動車税の減免を受けていない者	1回630円の利用券を年間24枚まで交付。 ただし、人工透析のため通院する腎臓機能障害の方については48枚を限度として交付。
	運転免許返納者割引	市内タクシー会社	運転経歴証明書所持者	運転経歴証明書を提示することにより、運賃が1割引となる。
鎌ヶ谷市	福祉タクシー事業	協力タクシー会社	身体障害者手帳所持者(1級、2級及び視覚・下肢体幹3級)、療育手帳A2以上、精神障害者保健福祉手帳1級	利用券交付 年間24千枚 視覚・下肢・体幹障害(1～3級) 年間48枚 人工透析者(腎臓1級) 年間96枚
君津市	ひとり暮らし老人等福祉タクシー事業	協力タクシー会社	在宅でひとりで暮らしの75歳以上の方で、要介護認定又は要支援認定を受けた所得税非課税の方	1回500円のタクシー利用券を年間36枚を限度に交付 タクシー会社には1枚50円の協力金を支給
富津市	タクシー運賃助成事業	協力タクシー会社23社	1 運転免許証をお持ちでない方のうち、以下のいずれかに該当する方 ①満年齢65歳以上の方 ②身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ③要介護認定または要支援認定を受けている方 ④特定医療費(指定難病)受給者証または小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方 ⑤就学前の子どもを監護する父母 2 妊産婦の方(出産予定日の4か月前と予定日から2か月後までの間にある方)	・申請日に応じて、対象者1人につき、最大48枚の利用券(1枚500円上限)を一括交付 ・利用券は、1回の乗車につき1人2枚(1,000円分)まで使用可能であり、複数の対象者が同乗したときは各対象者が使用可能 ・新型コロナワクチン接種を目的とした移動に限り、1人4枚(2,000円分)まで使用可能 ・乗車場所、降車場所の両方または片方が富津市内で、協力タクシー会社利用のときに使用可能
浦安市	福祉タクシーの利用助成	タクシー会社75社	要介護3・4・5の方(平成29年4月より第二被保険者も対象となるよう改正を行った)	一般利用…1回につき料金の50%を助成 助成限度額:1回につき1,500円かつ、1ヶ月20,000円まで 介護利用…1回につき料金の90%を助成(ただし、介護保険適用部分は除く) 助成限度額:1ヶ月20,000円まで (※介護利用は、タクシーの座席に座って移動することが困難なため、ストレッチャー等を使用したままタクシーを利用した場合に限る。平成22年10月より実施) タクシー会社には、1回につき100円の協力費を支払う
四街道市	福祉タクシー事業	協力タクシー会社143社	65歳以上のねたきりの方	タクシー料金の半額(1,000円限度) 助成「利用券」年72枚
袖ヶ浦市	高齢者タクシー料金助成事業	協力タクシー会社(28社)	次のすべての要件に該当する世帯 ・居宅で生活する上で移動手段の確保が困難な世帯 ・65歳以上の者のみで構成される世帯に属する75歳以上のもの ・申請した月の属する年度の市町村民税が非課税である世帯 ・袖ヶ浦市重度心身障害者(児)福祉タクシー料金事業の助成を受けている者がいない世帯	協力タクシー会社で利用できる利用券 500円×3枚×年度末までの月数分を交付 タクシー会社には別に1件50円の協力費を支払う

移動支援サービス等  
タクシー運賃の割引・チケット支給等

【令和5年度高齢者福祉施策実施状況】

市町村名	事業名	委託先(補助先)	対象者	事業の内容・実施方法等
八街市	福祉タクシー事業	協力タクシー会社83社	・身体障害者手帳1、2級 (視覚、下肢、体幹機能障害は3級) ・療育手帳A以上 ・精神障害者保健福祉手帳1級	1枚につき500円・1回の乗車で利用できる枚数は2枚まで(助成金の合計料金を超えない範囲で利用可)
	高齢者外出支援タクシー事業	市内タクシー会社2社	・65歳以上で、次のいずれかの要件に該当する方 ①運転免許証をもっていない方 ②病などにより、自動車等を運転することができない方(診断書の提出が必要)	タクシー料金助成として、助成券(1枚500円の助成)を年間最大30枚交付 対象者②の場合は、運転できない期間分を交付
印西市	福祉タクシー事業	協力タクシー会社116社	市内に居住し以下のいずれかに該当するもの ①要介護者 介護保険法に基づき要介護認定で要介護1・2・3・4・5の認定を受けた者 ②障害者 ・身体障害者手帳1、2級及び3級(視覚、下肢、体幹) ・療育手帳(A)～Aの2 ・精神障害者保健福祉手帳1級、2級	タクシー料金の半額(1,000円限度)助成 助成 ①の対象者 年30枚 ②の対象者 年50枚(じん臓機能障がい人工透析治療者及び視覚に障がいのある方は50枚追加交付可能) タクシー会社には別に1件200円の協力費を支払う
白井市	福祉タクシー	市内及び近隣市町村内協力タクシー会社等	以下のいずれかに該当する在宅者 ・身体障害者手帳1・2級 ・視覚・下肢・体幹障害3級以上 ・療育手帳(A)からAの2 ・精神手帳1級 ・要介護2以上の方	・タクシー料金の半額(1,000円限度)を助成 ・年間最大36枚交付(人工透析者…年間最大180枚交付)(但し、月3枚換算のため申請月により交付枚数が変動)
富里市	福祉タクシー料金助成事業	指定タクシー会社	・身体障害者1、2級及び3級の一部(下肢・体幹・視覚障害) ・療育手帳 (A) (A)の1、(A)の2、A、Aの1、Aの2、Aの1、Aの2、の所持者 ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者	重度の障害者が市が指定したタクシー会社のタクシーを利用したとき、料金の半額を助成する。(限度額 1,000円) 1人年間24回まで(人工透析を受けている方は48回まで)
南房総市	福祉タクシー利用助成事業	安房郡市内一般タクシー・介護タクシー事業者 21社	次のいずれかに該当する者 (1) 身体障害者手帳1・2級、療育手帳マルA、A1、A2と認定された者 (2) 65歳以上の在宅者で、次のいずれかに該当する者 ア 前年度市民税が非課税で自動車所有していない者 イ 運転免許の取消し又は失効を理由としてすべての運転免許証を返納した者 ウ 生活保護被保護者	1枚700円、1回の乗車につき2枚まで使用可 交付限度枚数 ※( )内は腎臓機能障害1級のみ [障害区分] 4月～7月 30枚(48枚) 8月～11月 20枚(32枚) 12月～3月 10枚(16枚) [高齢区分] 4月～7月 25枚 8月～11月 20枚 12月～3月 10枚
匝瑳市	福祉タクシー利用助成事業	協力タクシー業者	市内に住所を有し、以下のいずれかに該当する者 ・身体障害者手帳1級、2級若しくは3級(視覚障害、下肢及び体幹機能障害に限る。) ・療育手帳((A))の1、((A))の2((A))を含む。)、Aの1若しくはAの2 ・精神障害者保健福祉手帳1級 ・寝たきり高齢者等	助成方法:月当たり2枚(じん臓機能障害による人工透析治療者は8枚)の利用券を交付。 助成金額:利用1回につき1,000円を限度とする。
	地域交通利用料助成事業	市内に本社又は事業所を有するタクシー事業者で市と協定を締結した3社	匝瑳市に居住し、かつ住民基本台帳に記録されている満75歳以上の方で、次の要件の全てに該当する方。 (1)申請書を市長に提出した日から同日の属する年度の3月31日までの間において効力を有する道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条に規定する免許証(同法第3条に規定する自動車及び同法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車の運転に係るものに限る。)の交付を受けていないこと。(2)匝瑳市福祉タクシー利用助成事業実施要綱に基づく助成を受けていないこと。 (3)匝瑳市在宅高齢者等外出支援サービス事業実施要綱に基づく外出支援サービスを利用していないこと。 (4)生活保護法第6条第1項に規定する被保護者でないこと。 (5)匝瑳市の市税及び国民健康保険税に未納がないこと。	1枚500円助成 タクシー利用料金を超過しない範囲であれば使用枚数に上限なし 月3枚交付
香取市	福祉タクシー事業		市内に住所を有する65歳以上の者で本人を含む世帯全員に有効な運転免許証がない方	対象者がタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成。 タクシー利用券(500円)月2枚(3月までの残月数×2)
	福祉タクシー事業(障害者)		・身体障害者手帳1・2・3級 ・療育手帳(A)(A)の1・(A)の2～Aの2 ・精神障害者保健福祉手帳1級	対象者がタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成。 障害者 タクシー利用券(500円)月4枚(3月までの残月数×4)交付 腎臓機能障害(透析) タクシー利用券(500円)月8枚(3月までの残月数×8)交付
山武市	福祉タクシー事業		・身体障害者手帳1,2級 ・療育手帳A以上 ・精神保健福祉手帳1級	1回1000円を限度に助成 限度回数 1年度間につき48回 領収書を持参し、償還払い
いすみ市	福祉タクシー事業	タクシー会社等51社	市内に住所を有し、運転免許証を持っていない次の方 ・身体障害者手帳1、2級の方及び下肢機能障害3級の方 ・療育手帳A以上の方 ・精神障害者保健福祉手帳1級の方 ・80歳以上の独居の方 ・高齢者世帯で、80歳以上の方 ・自主的に運転免許証を返納した75歳以上の方で、公安委員会発行の運転経歴証明書又は申請による運転免許証の取消通知書を有する方	1回1,500円(限度)助成 一人年間24シート(限度)の利用券を交付

# 移動支援サービス等 タクシー運賃の割引・チケット支給等

【令和5年度高齢者福祉施策実施状況】

市町村名	事業名	委託先(補助先)	対象者	事業の内容・実施方法等
大網白里市	福祉タクシー事業	協力タクシー会社33社	・身体障害者1,2級の方 ・療育手帳A以上の方 ・精神障害者保健福祉手帳1,2級 ・要介護4,5の認定を受けた方	1回初乗運賃相当額以内(ただし、最大500円まで) 年間24枚交付
酒々井町	福祉タクシー	協力タクシー会社	要支援2から5の認定者、身体障害者1,2級(視覚・体幹・下肢機能障害は3級)、療育手帳で重度の方	タクシー料金の半額(1,000円限度)助成 年間30枚の利用券交付(透析利用者60枚)
	高齢者外出支援タクシー利用助成制度	協力タクシー会社	75歳以上で運転免許証を有していない方、または病気などにより自動車などを運転する事が出来ない方	町内の移動に利用できる「タクシー利用助成券」(1枚500円)を、1か月につき4枚の割合で年度分(最大48枚)を交付します。
	高齢者運転免許証自主返納支援事業	協力タクシー会社	平成31年4月1日以降、運転免許証を自主返納したときの年齢が70歳以上75歳未満の方(経歴証明などの証明が必要)	町内の移動に利用できる「タクシー利用助成券」(1枚500円)を40枚交付します。
栄町	福祉タクシー利用助成事業	協力タクシー会社	①要介護認定者 ②65～79歳でひとり暮らしの方 ③80歳以上の全ての高齢者	福祉タクシー利用券を交付し、タクシー料金の半額(1,000円上限)を助成 福祉タクシー利用券は年間48枚交付(月4枚換算、申請月により交付枚数が変動)。
神崎町	福祉タクシー事業		身体・知的・精神障害者手帳所持者、要支援・要介護認定者・65歳以上の免許返納者 65歳以上で同居家族全員が交通手段を持たない方	福祉タクシー利用券を交付 福祉タクシー利用券は年間72枚交付(月6枚換算、申請月により交付枚数が変動)。
多古町	福祉タクシー利用助成事業		・身体障害者1,2級,3級(下肢・体幹・視覚) ・療育手帳A以上 ・精神保健福祉手帳1,2級	タクシー会社16社で利用できる利用券を月8枚(透析患者は月10枚)を発行 町内で利用する場合は、200円自己負担で、超えた部分を町が助成。 町外で利用する場合は上限1,000円を町が助成。
東庄町	福祉タクシー利用助成事業		・身体障害者1,2級及び3級(視覚・下肢・体幹) ・精神手帳所持者・療育手帳所持者 ・難病を有する方	・乗車1回につきタクシー券を3枚(1枚500円)まで使用でき、1500円を限度に助成 ・年間最大36枚交付(但し、月3枚換算のため申請月により交付枚数が変動)
	高齢者タクシー利用料金助成事業【令和4年度新規】		・65歳以上で運転免許を自主返納された方	・乗車1回につきタクシー券を3枚(1枚500円)まで使用でき、1500円を限度に助成 ・年間最大36枚交付(但し、月3枚換算のため申請月により交付枚数が変動)
九十九里町	福祉タクシー事業	協力タクシー会社3社	・身体障害者1,2級、療育手帳に掲げる障害の程度が重度の方等。	1回限度額800円 年間24回 タクシー会社には別に1件200円の手数料
芝山町	市町村特別給付事業(移送サービス)		要介護・要支援の認定を受け在宅で生活する者	タクシー利用1回2,000円を限度に9割又は8割又は7割の助成 月5回
	福祉タクシー事業		身体障害者手帳1,2級 療育手帳(A、A)の1、(A)の2、Aの1、Aの2 精神障害者保健福祉手帳1級	タクシー1回の利用につき1,000円を限度とし、1年度中48回まで助成。 領収書を持参し、償還払い。
横芝光町	福祉タクシー利用助成事業		・身体障害者手帳2級以上 ・療育手帳Aの2以上 ・その他町長が認めた歩行困難な者	・乗車1回につき1,000円を上限に、利用回数は1月につき4回を限度に助成 ・償還払い方式
一宮町	福祉タクシー事業		・要介護認定3以上の方 ・身体障害者手帳1,2級,3級で視覚、下肢若しくは体幹に障害のある方 ・療育手帳に掲げる障害の程度が最重度又は重度の方	・年間最大36枚の利用券を交付 ・介護タクシー会社に対し、1件につき100円の手数料
睦沢町	福祉タクシー助成事業		・65歳以上の高齢者で非課税の者で、家族の支援を受けることができない方・自主的に自動車運転免許証を返納した者で、家族の支援を受けることができない方・腎臓機能障害を有する者で、透析治療を受けている方・障害者総合支援法の対象となる難病患者・身体障害者手帳の交付を受けた者で、障害の程度が1級、2級の者・療育手帳の交付を受けた者・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者・要介護2以上に該当する者・その他町長が特に認めた者 ・妊産婦	1回の利用につき2,000円を上限に助成 (ただし、100円未満の端数については個人負担) 年間最大72枚の利用券を交付 協定事業者には、協力1回につき100円の手数料を支払う
長生村	福祉タクシー事業		・70歳以上の者で、自主的に免許を返納したもの ・人工透析療法を受けているもの ・身体障害者手帳1,2,3級 ・療育手帳の交付を受けたもの ・精神保健福祉手帳の交付を受けたもの ・要介護4以上のもの ・65歳以上のもので運転免許証がないもしくは運転免許証はあるが健康上の理由等により運転が難しく家族による送迎ができない者 ・妊産婦	・1回の利用につき1,500円限度に年間48回助成(人工透析を受けているものは年間144回) ・妊産婦は最大34回助成 (出産予定日後3箇月に達する日の属する月の末日まで) 利用券方式又はタクシー代を一旦全額負担し、後日役場にその領収書を添付して申請する償還払い方式 ・協定事業者には、利用1回につき100円の事務手数料を支払う

移動支援サービス等  
タクシー運賃の割引・チケット支給等

【令和5年度高齢者福祉施策実施状況】

市町村名	事業名	委託先(補助先)	対象者	事業の内容・実施方法等
白子町	福祉タクシー事業	協力タクシー会社38社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳1,2級</li> <li>・療育手帳</li> <li>・精神保健福祉手帳</li> <li>・要介護4,5</li> <li>・70歳以上の者</li> <li>・妊産婦</li> <li>・腎臓機能障害を有する者で人工透析療法を受けている者</li> </ul>	<p>1回2,000円を限度に助成 1枚500円助成券を年間48枚交付(年度の途中に対象者から申請があった時は、申請を受理した月から当該年度末までの月数に2を乗じた回数とする。) 人工透析者には年間288枚交付 タクシー会社には別に1件300円の手数料</p>
長柄町	高齢者等外出支援タクシー利用助成	指定タクシー会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・75歳以上(申請年度で)</li> <li>・65歳以上75歳未満(免許証がない方、運転困難者)</li> <li>・自主返納者</li> <li>・要介護認定者</li> <li>・身体障害者手帳1～2級</li> <li>・視覚、下肢若しくは体幹に障害がある方</li> <li>・療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者</li> <li>・人工透析治療中の方</li> <li>・母子健康手帳の交付を受けている方であって、出産後2か月までの妊産婦</li> </ul>	<p>1回3000円を限度に助成 年間48枚(1,000円/枚)の助成券を交付(年度の途中に対象者から申請があった時は、申請を受理した月から当該年度末までの月数に4を乗じた回数とする。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人工透析を受けているものは年間最大144枚</li> <li>・妊産婦は最大32枚(出産予定日後2か月後の末日まで)</li> </ul> <p>タクシー会社には別に1件300円の手数料</p>
長南町	福祉タクシー事業		<p>1. 長南町に住所のある住民税が非課税の方で</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①障害の程度が1級、2級又は3級の方</li> <li>②療育手帳をお持ちで、障害程度が(A)、(A)の1、(A)の2、Aの1又はAの2の方</li> <li>③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方</li> <li>④介護保険制度の要介護3、4、又は5の認定を受けた方</li> <li>⑤80歳以上で自動車運転免許証を自主返納された方</li> </ul> <p>2. 母子健康手帳の交付を受けてから出産後2か月までの方</p>	<p>1回1,000円を限度に助成 ひと月の助成は最大2,000円 年間24枚の助成券を交付 タクシー会社には別にひと月300円の協力費</p>
	予約制乗合タクシー	町内タクシー会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動手段が困難な</li> <li>・65歳以上高齢者</li> <li>・障害者手帳1～3級</li> <li>・自分で車に乗降が出来る方</li> </ul>	<p>町内を運行地区とし、利用当日の1時間前までの予約制で運行する。目的地まで利用者が複数の場合は、乗り合わせになる。 運賃：一人500円ただし事前に乗り合わせでの予約の場合 一人300円となる 運行日時：平日7時半から17時まで</p>
大多喜町	福祉タクシー事業	指定タクシー会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上のひとり暮らし、高齢者世帯の者</li> <li>・重度心身障害者</li> </ul>	<p>1回800円の助成 年24回(年度の途中に対象者から申請があった時は、申請を受理した月から当該年度末までの月数に2を乗じた回数とする。) タクシー会社には別に1件300円の協力金</p>
	外出支援サービス	町内のタクシー会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・70歳以上で公共交通機関を利用することが困難なものまたは歩行が困難なもの。</li> <li>・介護保険法による要介護認定で要支援以上の認定を受けた65歳以上のもの。</li> <li>・65歳以上の世帯員のみで構成されている世帯のもので当該世帯で車を所有していないもの。</li> <li>・60歳以上の下肢が不自由なもので、当該世帯で車を所有していないもの。</li> <li>・身体障害者手帳1級または2級、精神障害者福祉手帳1級または2級、療育手帳(A)、A1またはA2のもので、当該世帯で車を所有していないもの。</li> <li>・運転経歴証明書の交付を受け、当該世帯で車を所有していないもの。</li> </ul>	<p>医療機関への通院や金融機関の利用、生活必需品の購入などを目的に使用できる利用券を配布。 年間96回まで使用可能。 タクシー利用料金の2割または3割を本人負担とする。</p>
御宿町	福祉タクシー事業	タクシー会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者1,2級</li> <li>・療育手帳交付者</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳1,2級</li> </ul>	<p>年間36枚まで交付 1回500円の助成1回の乗車につき2枚を限度として利用可能(1,000円) タクシー会社には別に1件100円の協力費</p>
鋸南町	福祉タクシー利用助成		<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳1級、視覚・体幹・下肢2級</li> <li>・重度知的障害者</li> </ul>	<p>町内タクシー会社1社で利用できる利用券 600円×24枚(1人年1冊)</p>